

緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県内求職者の就労促進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「県内中小事業主」とは、県内に事業所を有する事業主で、次表に該当する者をいう。

主たる業種	資本金の額又は出資の総額	—	常時使用する従業員の数
その他の業種（以下の業種以外）	3億円以下	又は	300人以下
卸売業	1億円以下	又は	100人以下
小売業	5千万円以下	又は	50人以下
サービス業	5千万円以下	又は	100人以下

(2)「ささえあい求人」とは、県立ハローワークで受け付けている、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者へ理解のある企業の求人をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を実施する県内中小事業主に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる金額とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業が完了した日から1月以内の日又は事業実施年度の3月5日のいずれか早いほうの日までに行わなければならない。ただし、令和2年8月31日までに補助対象事業が完了した場合は、令和2年10月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ要綱様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、要綱様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、前条第1項の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	2 補助金額
<p>県内中小事業主が令和2年5月21日以降に「ささえあい求人」により新規雇用した者に対し賃金を支払う事業</p> <p>注1 新規雇用者は、10日以上の間期の雇用契約を結んだ労働者とする。但し、交付申請日までに会社都合により解雇をされた者は除くものとする。</p> <p>注2 補助対象とする賃金は、事業主が新規雇用者に補助金交付申請日までに支払った基本給（最長6月分）とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">新規雇用者1名につき1月当たり、基本給に2分の1を乗じた額（日額で3,600円を上限額とする）に、当該月の勤務日数を乗じて計算した額とする。1事業主当たりの当該年度の補助金額は、432千円を上限額とする。

様

鳥取県知事

印

年度緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業補助金交付要綱（令和2年8月31日付第202000122451号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。